

(2)障がい者が舞台芸術を「観客として鑑賞する」際のニーズ

本節では、障がい者が舞台芸術を「観客として鑑賞する」際の当事者のニーズについて、①書面によるアンケート調査および②対面による聞き取り調査により③ニーズ調査の分析をする。

①書面によるアンケート調査

1)調査の概要

障がい者が舞台芸術を「観客として鑑賞する」際の当事者のニーズについて、a)「障がいのある鑑賞者」を対象としたもの、および b)「障がいのある表現者」を対象としたものの2種類の記述式アンケートを作成した。

a)における質問項目はb)の質問項目の冒頭と一致させた。b)についてそれ以外の質問項目は、本章ではなく、2章の障がい者が舞台芸術を「表現者として演ずる」際の当事者のニーズの際に集計、分析の対象とする

a)については、当法人の関係者名簿約6,000名中の障がいがあると認識できる102名を対象とした。なお、b)に該当する障がいのある表現者に該当する者についてはa)の対象者から除外した。

b)については関係者名簿約6,000名中の障がいのある表現者と認定できる441名を対象者とした。

アンケート用紙および料金後納(当方負担)の返信封筒を郵送し、FAX、郵送、または視覚障がい等の障がいのニーズにより希望者にはE-mailにより返信を受けた。

平成26年2月上旬にアンケート用紙a)「障がいのある鑑賞者」を対象としたものを102名、b)「障がいのある表現者」を対象としたものを441名の計543名に送信し、締切日の同年2月19日までにa)については36名、b)については92名、計128名の返信、回答があった。よって合計128名を集計、分析の対象とした。

表 1-4 : 鑑賞者アンケート調査 概要

	a)鑑賞者	b)表現者	合計
送信数	102	441	543
回答数	36	92	128
回答率	35.3%	20.8%	23.6%

2)アンケート調査票の内容

次ページより実際に送付したa)「障がいのある鑑賞者」を対象としたもののアンケート調査票を示す。

0-5. 介助の必要性の有無

有 無

必要な場面 ()

0-6. 障害支援区分

区分1 区分2 区分3 区分4 区分5 区分6 不明

0-7. 介護サービスと時間数

居宅介護 (月 時間) 重度訪問介護 (月 時間)

同行援護 (月 時間) 行動援護 (月 時間)

移動支援 (月 時間) 不明

0-8. 生活形態

一人暮らし 配偶者または子と同居 それ以外の親族と同居

親族以外と同居 その他 ()

○舞台芸術を鑑賞することについて

1. 舞台芸術はどのくらいの頻度でライブ鑑賞しますか？

月1回以上 (月何回?) 半年に1~5回 1年に1回程度

2~3年に1回程度 あまりしない したことがない

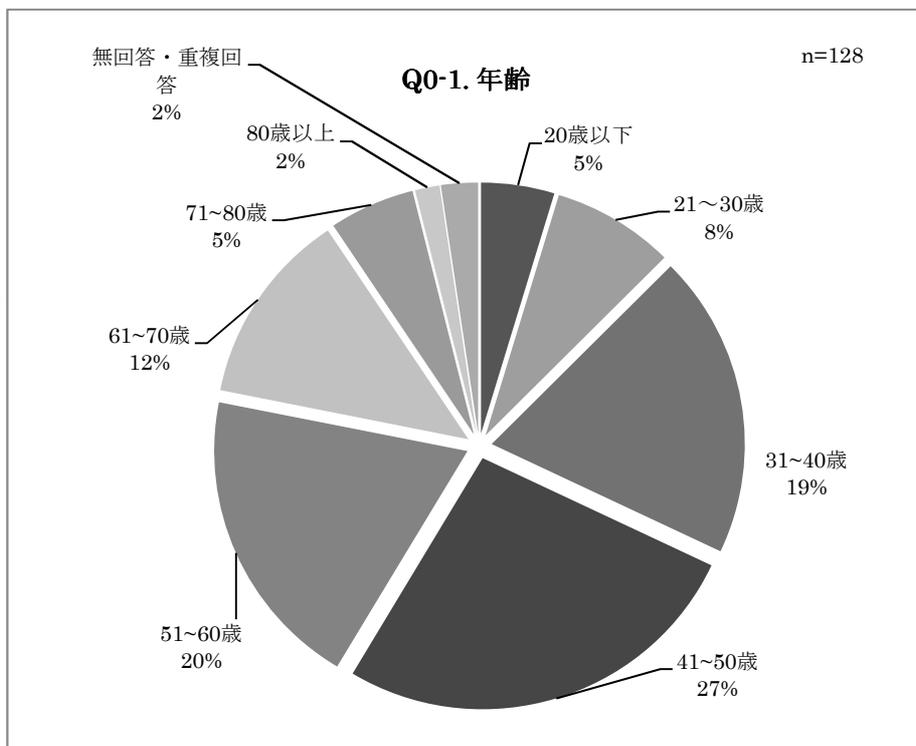
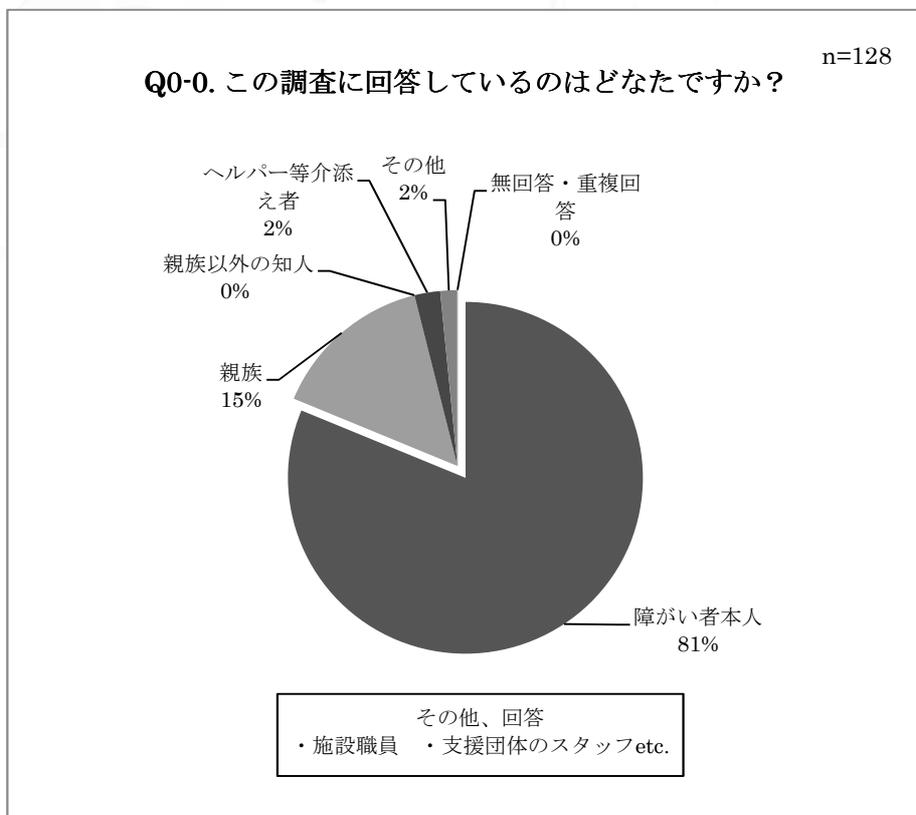
2. 舞台芸術の中で最もライブ鑑賞する種類は何ですか？

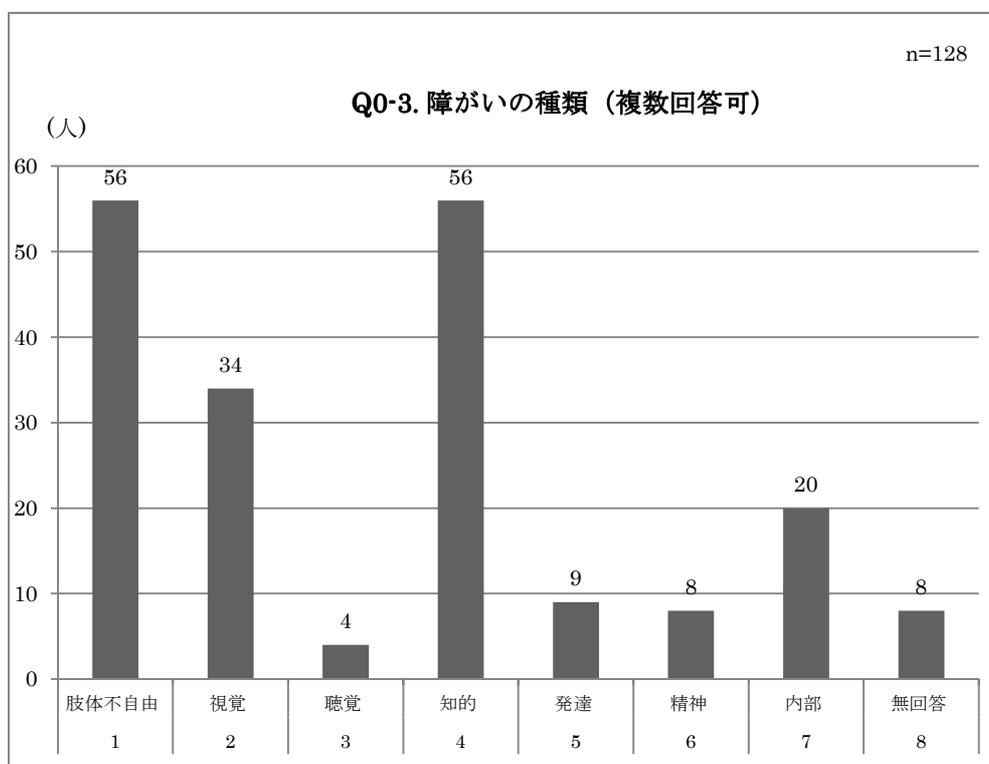
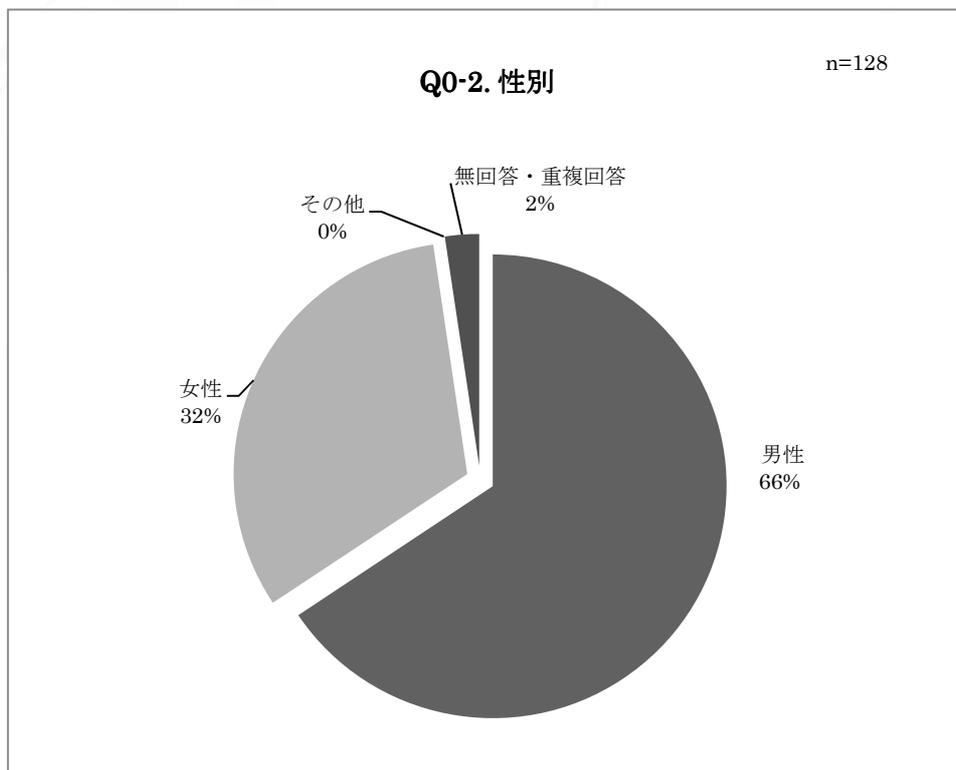
音楽 ダンス 演劇 伝統芸能

その他 ()

次ページへ

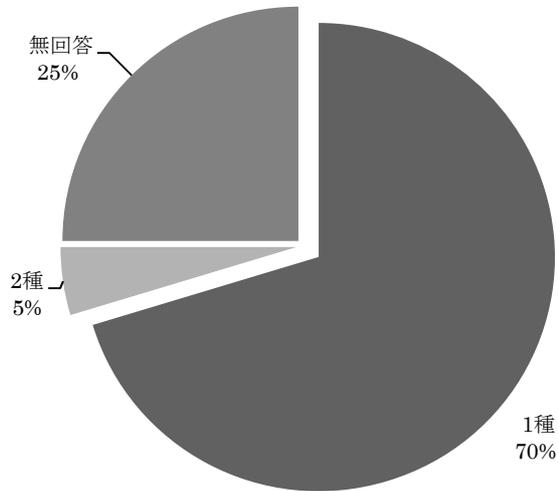
3)鑑賞者アンケート 集計





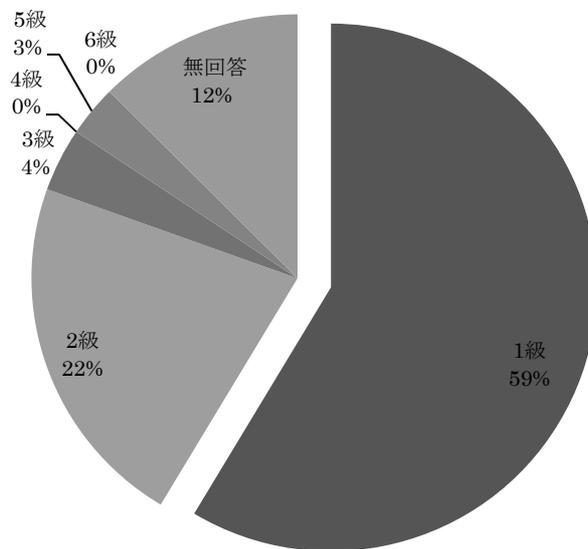
Q0-4-1. 障害者手帳の旅客運賃等の割引区分

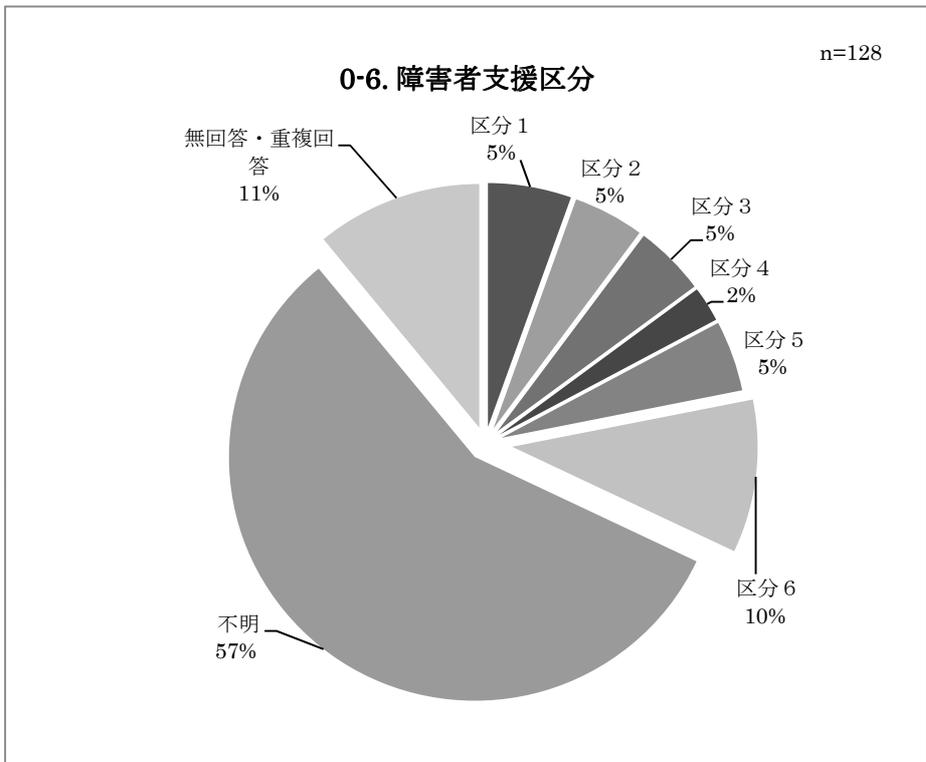
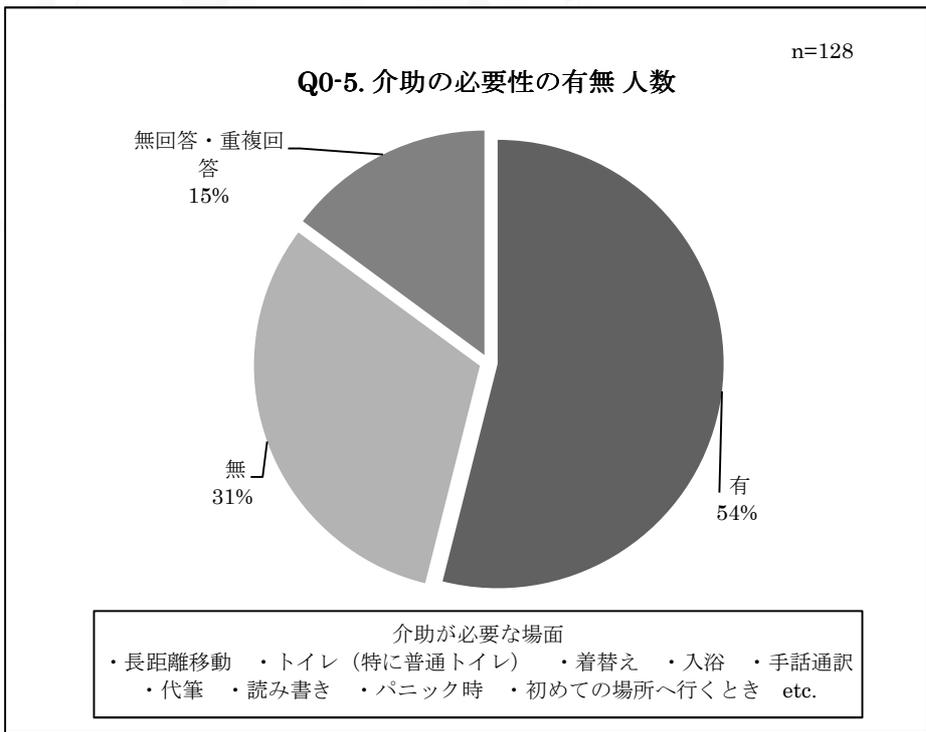
n=128

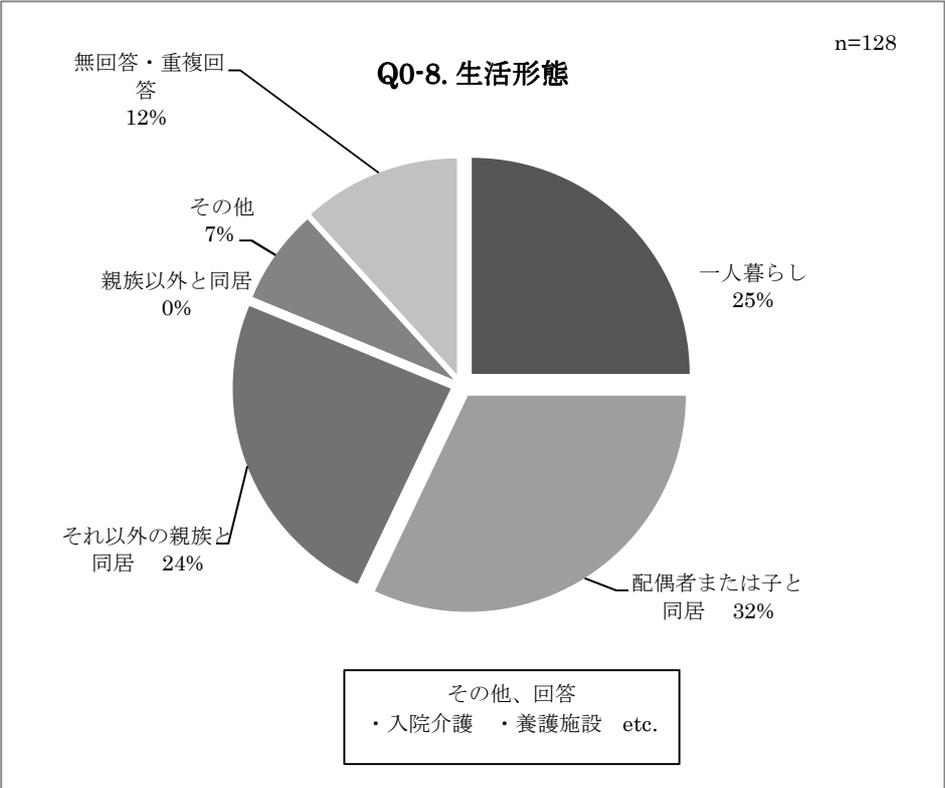
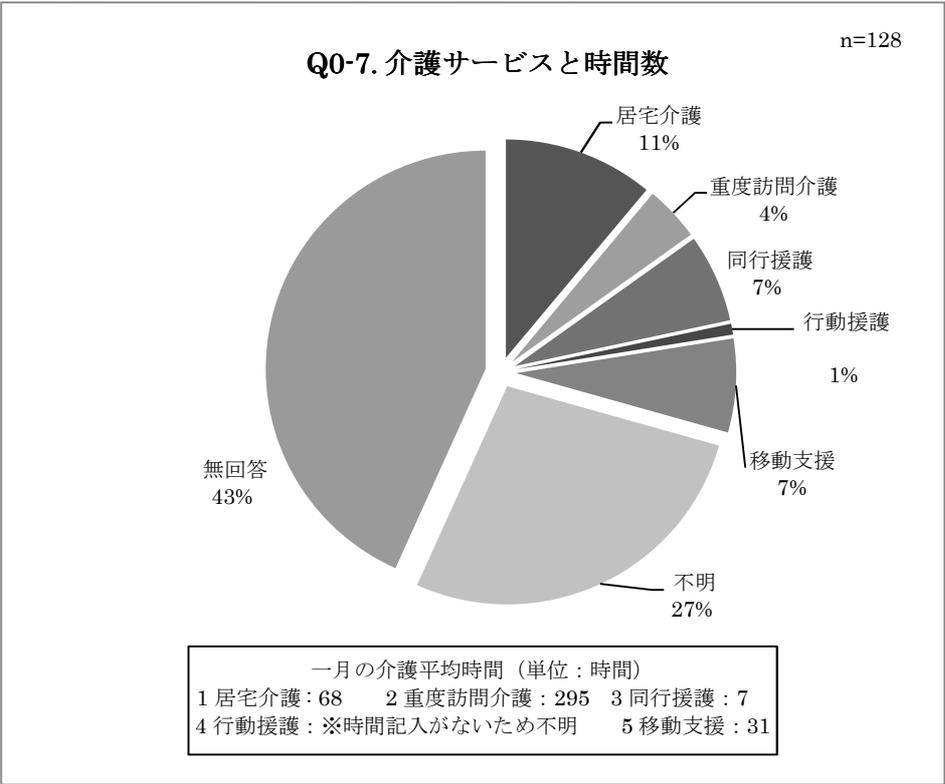


0-4-2. 障害者手帳の等級

n=128

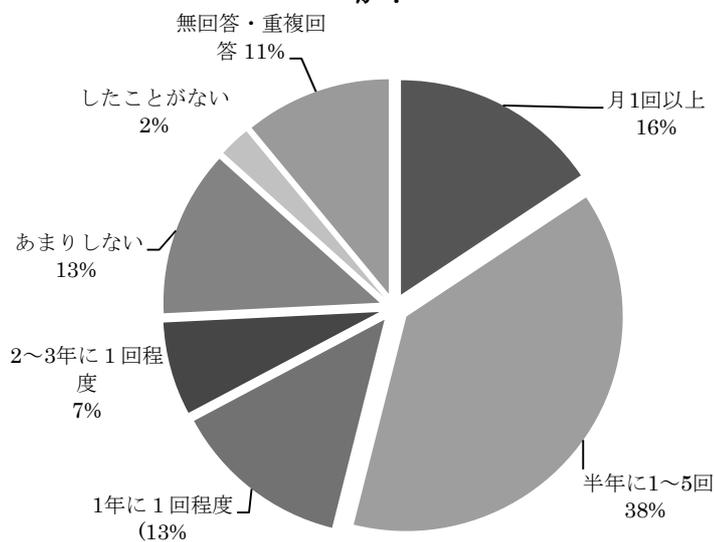






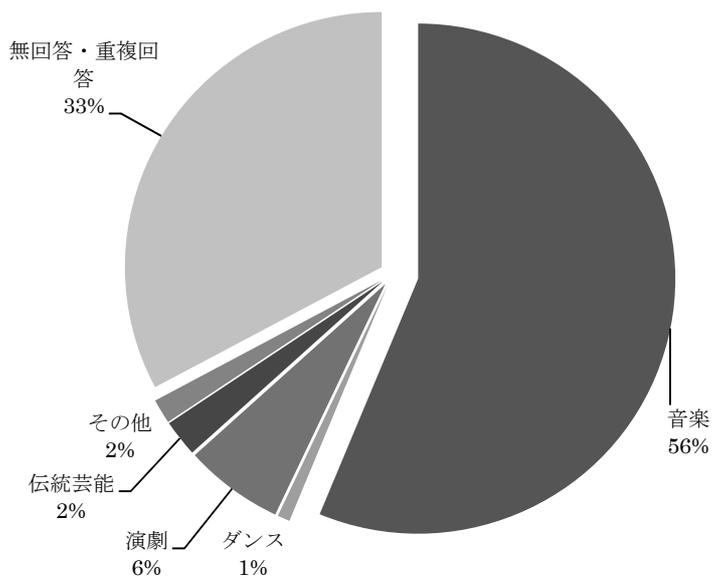
n=128

Q1. 舞台芸術はどのくらいの頻度でライブ鑑賞しますか？



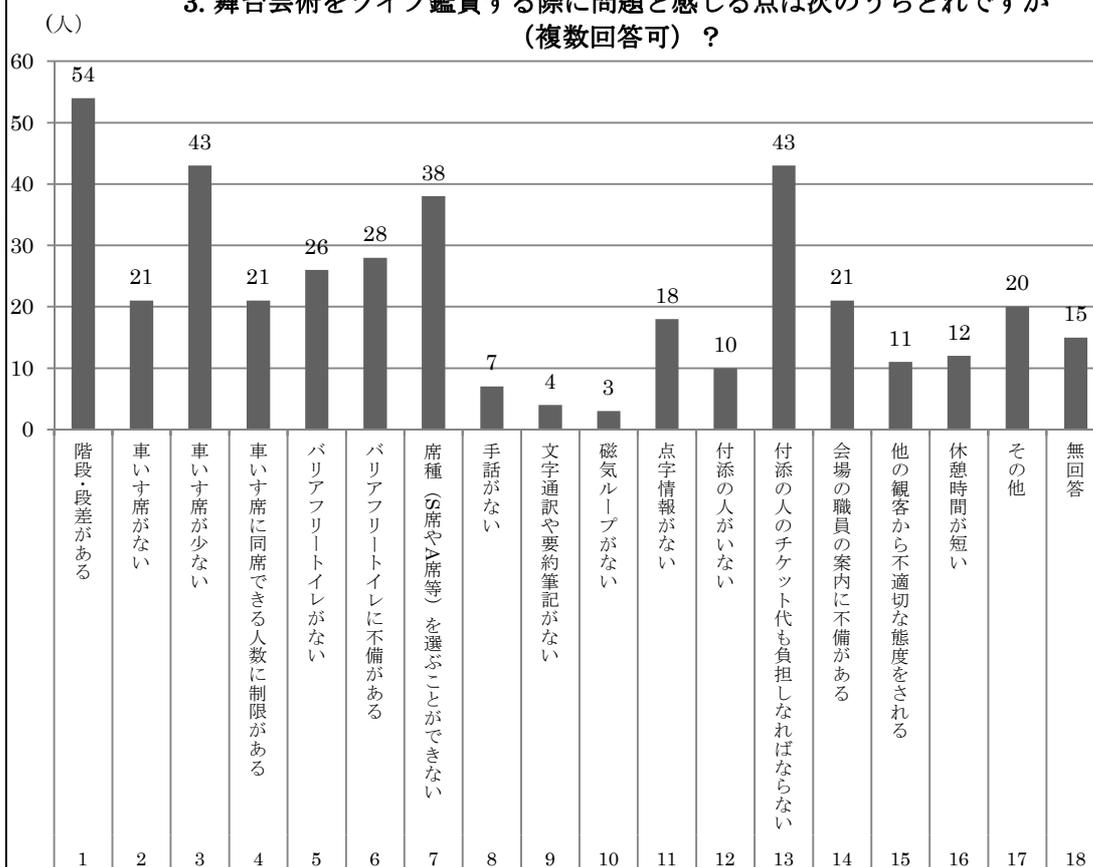
n=128

Q2. 舞台芸術の中で最もライブ鑑賞する種類は何ですか？



n=128

3. 舞台芸術をライブ鑑賞する際に問題と感じる点は次のうちどれですか (複数回答可) ?

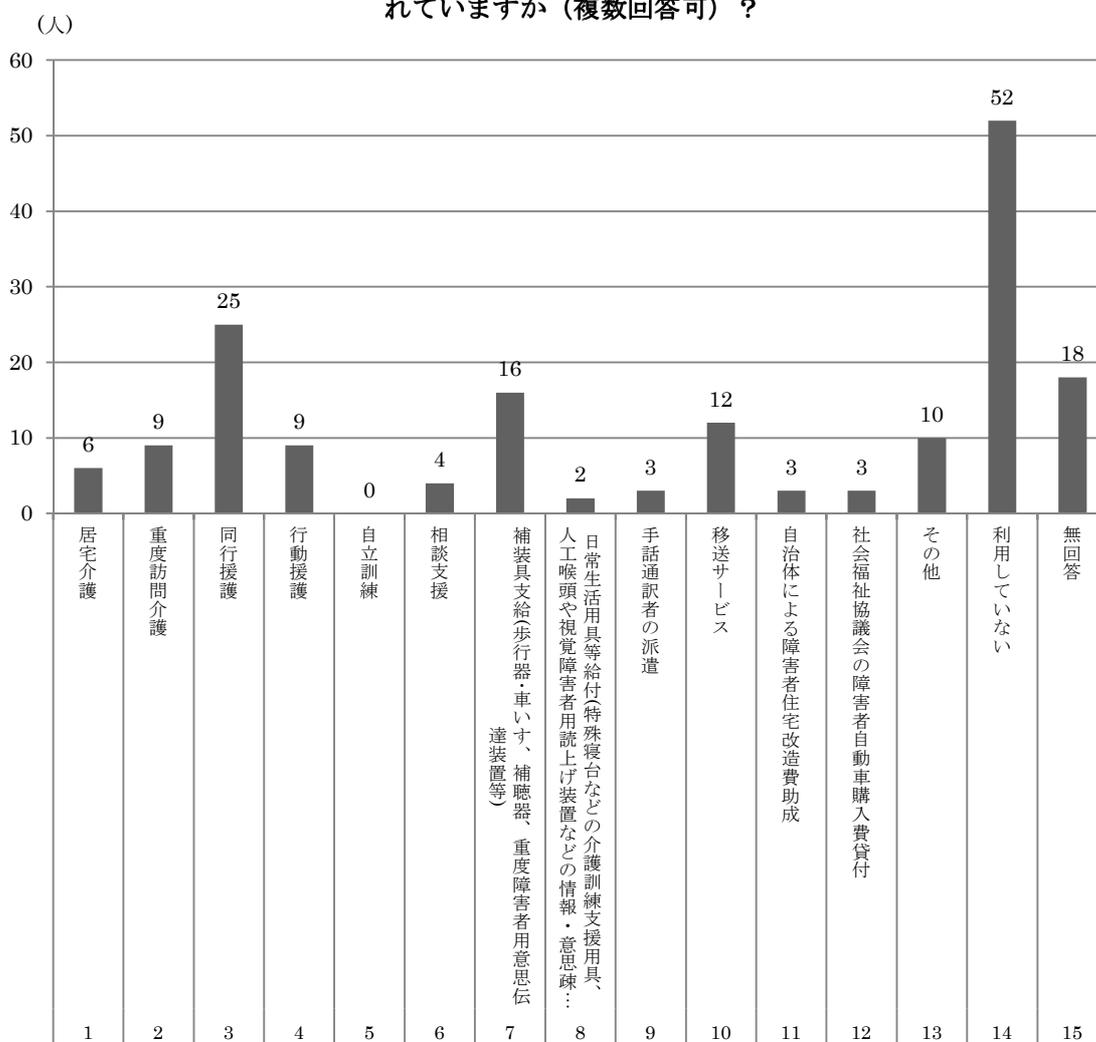


その他、回答

- ・介助者のチケット代を払う点
- ・車いす席が後ろなので前の人が立ち上がると観えない
- ・通路に車いすを置いてはいけないという消防法
- ・バリアフリートイレが少ない
- ・バリアフリートイレの健常者の利用
- ・介助者の席がパイプイスになるときがある etc.

n=128

4. 舞台芸術をライブ鑑賞する際にどのような障がい福祉サービスを利用されていますか（複数回答可）？



その他、回答
・親族、配偶者による援護 ・市町村事業の移動支援
・ボランティア ・施設職員による移動支援
etc.

5.舞台芸術をライブ鑑賞する際に必要な障がい福祉サービスはありますか？ご自由にお書き下さい。

トイレ介助だけしてくれると、いつでも、どこでも鑑賞に行けるのにとっても残念。
車いす席に同席できる人数に制限があり、中央では鑑賞できず、いつも端の席である。
最寄駅間の車いす介助サービスがあってくれとありがたい。
いろいろな障害をもった方が、一同に会して舞台芸術を楽しむ機会が増えることを望む。ライブ主催者や会場職員の方々の理解が深まることを期待。
会場に介助してくれる人がいれば安心して行ける。
車いす席が、一番後方であったり、端っこであったりすることが多い。(ちなみに、神戸市須磨水族館のイルカショーは、観客席のど真ん中に車いす席があり、大いに楽しめます。障害者は娯楽が少ないのだから、舞台鑑賞ぐらい思う存分楽しめる環境作りを望む。
コンサートやミュージカルによく行きますが、同伴者にもパイプ席ではない席を準備してほしい。
車いすで鑑賞可能なかの情報が得られると嬉しい。またバリアフリーでない会場・劇場であってもマンパワーで対応可とホームページ等に記載されているだけでも良いと思う。
車いすだと並んだ順(先着順)なので、暑くても寒くてもならばないといけないのが、体温調整ができない障害なので辛い。
車いす付添の方の立見を許可してほしい。
車いす用席の購入に複雑なシステムを採用しているところが多い。そのため気楽に出かけられない。
社会福祉協議会のリフト付車を利用していますが、運行時間が限られているので夜に行われる公演などには利用できなかったり、また、最近は福祉タクシー(スロープで乗るタイプ)も増えましたが、電動車いすでは車高が合わず乗ることができないこともあります。そういった部分で充実したサービスが受けられるような移送サービスが増えて欲しいと思います。
無料送迎車いす用リフトバス。
音声ガイドで場内案内や、舞台の解説。
優先的に入場させてほしい。
水分を取りながらの鑑賞。
休憩場所の増設。
ライブ鑑賞において車いす席サービスがない
駅や駐車場から会場まで、雨にぬれず、できるだけ近距離で行けること。
舞台芸術の鑑賞は全体的に価格が高く、障がい者にとってはより辛い。障がい者割引を設定してほしい。
足が不自由な人には座ったままでもよく見える席を用意してほしい。
知的障がい者の場合、外見は健常者にみえるため、「奇声を発する」などの異常行動をとると、大変驚かれ、不快な顔をされることも少なくありません。ライブ前のステージでのアナウンスやパンフレット、チラシ等で、そういったことをご紹介頂き、ほかのお客様に認知をして頂けるようにされるとありがたい。
点字情報を多くしてほしい。
介助者のチケット代を無料にしてほしい。

②対面による聞き取り調査

障がい者が舞台芸術を「観客として鑑賞する」際のニーズについて、聞き取り調査を行った。調査対象者は、これまでの当法人の活動のネットワークの中で知人となった全国の障がいをもつ者である。なお、調査対象者の障がい種別は、肢体不自由、視覚、聴覚、内部である。

その中で「表現者」に該当する対象者は、2章の障がい者が舞台芸術を「表現者として演ずる」際の当事者のニーズにおいても、該当しない対象者は本章の「観客として鑑賞する」際のニーズにおいてのみの、分析対象とする。分析対象の人数は、「表現者」に該当する者11名、しない者3名で、合計13名であった。

聞き取り調査は、対象者が居住、就労、また一時滞在する地域に出向き、近隣の飲食店や会議室、ラウンジで行った。

聞き取り調査は、特に質問項目のガイドラインは作成せず、1000人規模のコンサートを毎年10年に渡り主催してきた車いす使用者の筆者、または3年以上大規模な催事の主催に携わった者の経験をいかして、質問、調査をした。

表 1-5 : 「鑑賞者」「表現者」聞き取り調査概要

	ケース	都道府県	性別	年代	障害種別	表現方法
表 現 者	(ア)	大阪	男	51～60	肢体	音楽
	(イ)	沖縄	男	51～60	聴覚	音楽
	(ウ)	京都	男	31～40	視覚・肢体	音楽
	(エ)	長野	男	41～50	肢体	音楽
	(オ)	東京	女	41～50	聴覚	演劇
	(カ)	静岡	男	31～40	視覚	音楽
	(キ)	千葉	女	31～40	肢体	音楽
	(ク)	沖縄	男	21～30	視覚	音楽
	(ケ)	愛知	女	11～20	視覚	音楽
	(コ)	新潟	女	11～20	視覚	音楽
(サ)	東京	女	41～50	肢体・内部	音楽	
鑑 賞 者	(シ)	東京	女	41～50	肢体	
	(ス)	東京	女	41～50	肢体・聴覚・視覚	
	(セ)	東京	男	41～50	視覚	

③ニーズ調査の分析

1)概要

障がい者が舞台芸術を「観客として鑑賞する」際のニーズについて、アンケート、聞き取り調査の結果明らかになったことは、移動手段や、同行の介助者、会場のバリアフリー、主催者の対応といったあらゆる段階のニーズが満たされておらず、障がい者が「観客として鑑賞する」機会は限られているということである。

アンケート調査の対象者は、舞台芸術の表現者や障がい者団体の中でも活動が活発な当法人のネットワークに属する人なので、社会参加に積極的な人へのバイアスが想定できる。その3割が1年に1回か、それ以下の頻度でしか、舞台芸術のライブ鑑賞をしていないという。このことは、障がい者が「観客として鑑賞する」機会が限られていることを示す。

舞台芸術のライブ鑑賞において問題だと感じるのは、物理的なバリアフリー、情報保障、チケットや座席に対する不平等感など多岐にわたった。

「4. 舞台芸術をライブ鑑賞する際にどのような障がい福祉サービスを利用されていますか（複数回答可）？」に関しては、「利用していない」が全回答者の約4割にあたった。全回答者の約6割が1級、8割が1・2級と重度であることを斟酌すると、非常に少ない。行政の福祉サービスが利用しにくいからなのか。

次に障がい種別ごとに分析をしたい。

アンケート調査において最も回答数が多かった障がい種別は、知的障がいと肢体不自由である。

2) 知的障がい

知的障がい者のニーズについて、聞き取り調査の対象者は適切な者が探し出せず、調査不十分のため分析は控えるが、アンケート調査の自由記述欄にある

「知的障がい者の場合、外見は健常者にみえるため、「奇声を発する」などの異常行動をとると、大変驚かれ、不快な顔をされることも少なくありません。ライブ前のステージでのアナウンスやパンフレット、チラシ等で、そういったことをご紹介頂き、ほかのお客様に認知をして頂けるようにされるとありがたい。」

というニーズには十分に傾聴すべきだと思う。

3)肢体不自由

特に配慮が必要な車いす使用者に焦点を当てたい。階段や段差といったバリアフリーは最も多くの方が問題点として選択している。「車いす席がない」「車いす席が少ない」「車いす席に同席できる人数に制限がある」「席種（S席やA席等）を選ぶことができない」「付添の人のチケット代も負担しなければならない」車いす席やチケットについて問題を指摘する人が多く、それに関するニーズの高さがうかがえる。これらの点における合理的配慮

については、次節で詳しく述べる。

4)視覚障がい

アンケート調査の問題と感ずる点においては、視覚障がい者独特の選択肢として「点字情報がない」しかなかったが、18名の人を選択しているため、それなりのニーズはある。

聞き取り調査の中で表出したのは、プログラムなどのテキスト情報のデータが受け取れるとよいということであった。

その他、会場における簡易であっても適切な人的サポートがあれば、かなり快適に舞台芸術を鑑賞できるようなのである。それとは逆に、点字ブロックを充実させれば、人的サポートは特に必要がないという意見もあった。また、ガイドヘルパー（同行援護）についても潜在的にニーズがあることが表出した。

5)聴覚障がい

これら調査を通じて、手話や文字通訳といった情報保障がニーズとして最も強いことが明らかになった。また、聞き取り調査において、舞台芸術の中でも聴覚に依存度が高い音楽コンサートではなく、視覚に依存度が高い演劇やダンスのほうが好まれる可能性が高いことがわかった。

なお、その他の障害種別については調査資料に乏しく、今回は概要に含めるのみとした。

(3) 合理的配慮についての分析と提案

概要

本章において、まず(1)一般催事における合理的配慮の現状を示し、(2)障がい者が舞台芸術を「観客として鑑賞する」際のニーズの間にギャップがあることを明らかにした。このギャップを埋めるのが、合理的配慮である。それでは、本節においては、①合理的配慮とは何かを示し、②舞台芸術における合理的配慮を示し、③分析と提案をしたい。

① 合理的配慮 (Reasonable Accommodation) とは？

1990年のアメリカ ADA 法（障害のあるアメリカ人法）で広く知られるようになった概念で、障がい者が平等な権利を得るためには、変更配慮を行うのは社会的な責務であり、そのうち社会に「均衡を失した又は過度な負担を課さない」合理的な範囲で行われるべきものをいう。

2006年に第61回国連総会において採択され、2014年に日本が批准をした障害者権利条

の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容する教育制度（inclusive education system）等を確保することとし、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」を位置付けている。

(2) 同条約「第二条 定義」においては、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されている。

2. 「合理的配慮」の提供として考えられる事項

(1) 障害のある児童生徒等に対する教育を小・中学校等で行う場合には、「合理的配慮」として以下のことが考えられる。

- (ア) 教員、支援員等の確保
- (イ) 施設・設備の整備
- (ウ) 個別の教育支援計画や個別の指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮

(2) 障害のある児童生徒等に対する教育を小・中学校等で行う場合の「合理的配慮」は、特別支援学校等で行われているものを参考とすると、具体的には別紙 2 のようなものが考えられる。

(3) 「合理的配慮」について条約にいう、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」についての考慮事項としてどのようなものが考えられるか（例えば、児童生徒一人一人の障害の状態及び教育的ニーズ、学校の状況、地域の状況、体制面、財政面等）。

別紙 2 「合理的配慮」の例

1. 共通

- ・バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点を踏まえた障害の状態に応じた適切な施設整備
- ・障害の状態に応じた身体活動スペースや遊具・運動器具等の確保
- ・障害の状態に応じた専門性を有する教員等の配置
- ・移動や日常生活の介助及び学習面を支援する人材の配置
- ・障害の状態を踏まえた指導の方法等について指導・助言する理学療法士、作業療法士、言

語聴覚士及び心理学の専門家等の確保

- ・点字、手話、デジタル教材等のコミュニケーション手段を確保
- ・一人一人の状態に応じた教材等の確保（デジタル教材、ICT 機器等の利用）
- ・障害の状態に応じた教科における配慮（例えば、視覚障害の図工・美術、聴覚障害の音楽、肢体不自由の体育等）

以下、省略

②舞台芸術における合理的配慮

それでは舞台芸術における合理的配慮とは何か？

この分野では最先端をいく当法人主催のゴールドコンサートで行われている配慮、その他本調査で表出された配慮を例に詳しく紹介する。会場は東京国際フォーラムホール C（最大 1502 席）である。

a) 介助者は 1 名まで無料

必要な介助者は 1 名まで無料で観客席に入場することができる。

b) 車いすエリアの設置および、価格の配慮、同行者の周辺通常座席の確保

通常設置される車いす 2 台分の枠に加え、前方のオーケストラピット部分の 5 列分の通常の座席を取り外し 37 台分の枠、さらに中ほどの可動座席部分を取り外し 8 台分の枠、合計 47 台分の枠を設置。介助者も枠内にいすを設置して座るため最大 30 台の車いす使用者が鑑賞可能である。

車いすエリアは、席種としては最高の価格帯の前方の座席エリアにあるが、最低価格帯の料金に設定している。

なお、これら枠のある車いすエリアの周辺の通常座席は販売を制限（ブロック）し、車いす利用者の同行者に割り当てるように配慮している。

c) 聴覚障がい者に対する情報保障

手話通訳者は、常に舞手下手に立ち通訳を行っている。また、パソコン文字通訳により舞台上で話された言葉を常に通訳している。

さらに、手話通訳者の映像と、パソコン文字通訳によるテキスト表示映像とを合成し、舞台中央に設置された大スクリーンに映写し、客席のほとんどのエリアから観られるようにしている。

補聴器を補助する放送設備である磁気ループ※についても使用している。